平成２７年（フ）第１４１３号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟405号
債務者　諏訪　隆之
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９４号
愛知県小牧市新町１丁目224番地
債務者　福間　浩平
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３号
徳島県阿南市椿泊町糠塚２番地５
債務者　山下　誠次
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第６０号
高知県四万十市中村丸の内1813番地26
債務者　山田　太亮
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第６１号
高知県幡多郡黒潮町入野290番地16
債務者　新開　眞弓
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４０７号
大分県別府市石垣西９丁目１番43号
債務者　出田　邦洋
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５８５号
熊本県下益城郡美里町大窪228番地３
債務者　平野　清香（旧姓東）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６０６号
熊本市中央区城東町５番42号　パレイシャル生駒Ｉ403号
債務者　田上　祐子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５６号
富山市西長江４丁目６番23―205号　グランコンフォール西長江
債務者　長永　充代（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６２号
富山市婦中町速星403番地１
債務者　宮本はるみ
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
青森県五所川原市大字沖飯詰字男鹿156番地３
債務者　野宮　弘子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
青森県五所川原市中央５丁目144番地　コーポ成田１号
債務者　安田　英二
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
青森県五所川原市中央５丁目144番地　コーポ成田１号
債務者　安田　由美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
神奈川県横須賀市佐原１丁目１番21―203号
債務者　永椎　和枝
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１９０号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目18番地４　キャッスルマンション湘南堀ノ内101号
債務者　谷口　辰也
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１９７号
神奈川県横須賀市武４丁目15番Ｄ―101号
債務者　田中　友香（旧姓関澤）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７９号
新潟県長岡市大島本町５丁目157番地１　竹井ビル３Ｆ
債務者　長家惠美子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係